

エンドユーザーライセンス契約

タブレットドライバソフトウェア

本エンドユーザーライセンス契約（以下「**本契約**」といいます）は、（本ソフトウェアをインストールする個人およびそのような個人が代理となるあらゆる単一の法人である）ユーザー（以下「**ユーザー**」といいます）と、〒349-1148 埼玉県加須市豊野台2-510-1 にある株式会社ワコム（以下「**ワコム**」といいます）との間で締結されます。

本契約をよくお読みいただき、内容をご理解ください。[同意] ボタンをクリックする、または本ソフトウェアを使用またはインストールすることで、ユーザーは本契約に従うことに同意するものとみなされます。本契約の条件および本契約に拘束されることに同意されない場合は[拒否] ボタンをクリックしてください。本契約にご同意されない場合、ユーザーは本ソフトウェアを使用またはアクセスする権利を持ちません。

1. 【定義】

- 1.1 「**文書**」とは、本ソフトウェアのインストールおよび使用のためのユーザーガイドおよびユーザーマニュアルを意味します。
- 1.2 「**製品**」とは、Wacomタブレットハードウェアのことを意味し、本ソフトウェアはこれと共にユーザーに提供されます。
- 1.3 「**本ソフトウェア**」とは、製品と共にユーザーに提供されるタブレットドライバソフトウェアおよびファームウェア、文書、加えて本契約下においてワコムが提供する先述のソフトウェアまたはファームウェアの全てのアップデートを意味します。

2. 本ソフトウェアのライセンス

2.1 【ライセンスの許諾】ワコムは、本規約の条件に基づいて、ここに、以下の権利を付与する、限定的かつ非独占的ライセンスをユーザーに許諾します:(a) 本ソフトウェア1個を、1台のコンピューターまたはその他の類似デバイスで、本製品に限定して、機械可読形式のみで、使用およびインストールする権利。(b) ユーザーによる本ソフトウェアの正規の使用を補助するために提供される文書を使用する権利。(c) バックアップを目的とする場合に限り、本ソフトウェアのバックアップコピーを1部作成する権利。ただし、本ソフトウェアの原本に含まれているすべての商標、著作権、その他の所有権および制限付き権利の情報、説明文、記号を当該バックアップコピーに表示するものとします。上記にかかわらず、ユーザーは自身が18歳未満の場合、ユーザーはユーザーの親または保護者による本契約への同意なくしては、本ソフトウェアのいかなるライセンスも提示または提供されないことに同意します。

2.2 【制限】ユーザーは、本契約によって明示的に許可される場合や、ディザスタ・リカバリ、プログラムのエラーの確認、バックアップを目的とする場合を除いて、本ソフトウェア（文書を含む）の複製または使用を行いません。ユーザーは、本ソフトウェアの修正、翻訳、配布、その派生物の作成、担保入れ、再ライセンス付与、二次ライセンス付与、賃貸、賃借、リース、また、第三者の研修、営利的タイムシェアリング、サービス機関での使用を目的とした本ソフトウェアの使用を行ってはならず、いかなる第三者によるこれらの行為をも許可したり、奨励したりしてはならないものとします。ユーザーは、適用法によって明示的に許可されている場合のこの許可範囲を除き、本ソフトウェアのリバースエンジニアリング、分解、デコンパイル、本ソフトウェアに使用され、組み込まれているソースコード、アルゴリズム、方法、技術の究明を行ってはならず、いかなる第三者によるこれらの行為をも許可したり、奨励した

り、可能にしたりしてはならないものとします。ユーザーは、本ソフトウェアを、本ソフトウェアとの併用のみが可能な第三者の製品と使用せず、いかなる第三者にも、これらの行為を奨励したり、可能にしたりしてはならないものとします。ユーザーは、本ソフトウェア内または本ソフトウェア上にある商標、著作権、その他の所有権および制限付き権利の情報、説明文、記号を、除去または改変してはならないものとします。

2.3 【輸出規制】 ユーザーは、ユーザーが本ソフトウェアを合法的に入手した法域の法で許可される場合を除いては、本ソフトウェアを使用、輸出、再輸出することはできません。ユーザーが米国内でまたは米国から本ソフトウェアを入手した場合、**(a)** 米国が通商停止をしている国々に対して、または、**(b)** 米財務省特定国民リストまたは米国商務省取引禁止対象者リストないし取引禁止対象法人リストに記載されている者に対して本ソフトウェアを輸出、再輸出してはなりません。本ソフトウェアを使用することで、ユーザーは上記の国に居住しておらず、かつ上記のリストに記載されていないことを表明し、保証したものとみなされます。また、ユーザーは、ミサイル、核兵器、化学兵器、生物兵器の開発、設計、製造、生産を含むがこれに限定されない、米国法により禁止されているいかなる目的のためにも、これらの製品を使用しないことに同意します。

2.4 【譲渡不可、1度きりの移譲】 ユーザーは、ワコムの手前の書面による同意を得ることなく、法律の運用またはそのほかのいかなる手段によっても、本ソフトウェアまたは本契約における権利または義務のいずれも、移譲、譲渡、委託してはならないものとします。ただし、以下のすべての条件が満たされる場合に限り、本製品に関連する本ソフトウェアと本規約におけるユーザーの権利のすべてを他者に恒久的に移譲することができるものとします。**(a)** 移譲内容に、本製品の全てのコンポーネントと部分、全ての印刷されたマテリアル、本製品に適用される全ての保証、本契約下における全ての権利と義務が含まれていること。**(b)** ユーザーは、本ソフトウェアまたはそのいかなる部分のコピーをも、いかなる媒体やコンピュータ上にも保持しない。**(c)** 本ソフトウェアを受け取る者が本規約の諸条件を読み、理解し、それを受け入れることに同意する。本契約におけるユーザーの権利または義務の移譲、譲渡、委託は、本条項に反する場合、無効であるものとします。

2.5 【所有権】ワコムおよびそのライセンサーは、本ソフトウェアおよび、そのあらゆる改善、アップデート、派生物において、特許、著作権、商標、企業秘密、その他の知的財産権、工業所有権を含む、すべての権利、所有権、利益を保持します。ワコムは本ソフトウェアへの全ての権利と利益を留保します。ユーザーは、明示的か黙示的かを問わず、本規約によって明示的に付与される以外の本ソフトウェアにおけるいかなる権利をも取得するものではありません。

2.6 【サポートの欠如】ワコムは、本契約に基づき、テクニカルサポート、メンテナンス、アップグレード、変更、新規リリースを提供する義務を負わないものとします。

2.7 【アップデート】ワコムは、その自由裁量において、本ソフトウェアのアップデートまたはアップグレードをユーザーが利用できるようにすることができるものとします。本ソフトウェア内容の差し替え、追加、変更、強化を行うためにワコムによってユーザーに提供された、当該アップデートまたはアップグレードには、本契約の条件が適用されます。ただし、当該アップデートまたはアップグレードに別途の条件が付されている場合で本契約と何らかの矛盾が生じる場合はこの条件を優先するものとし、本契約にない条件が含まれている場合はこれが追加条件として適用されます。

3. 保証ならびに救済手段

3.1 【限定的保証】ワコムは、本ソフトウェア使用の際、本契約の条件および文書による使用上の注意が守られていれば、ユーザーが本ソフトウェアを初めてダウンロードした日、またはユーザーの製品に本ソフトウェアがプリロードされていた場合はユーザーがダウンロードまたはアクティベーションを行った日から、**(a)** ユーザーがヨーロッパ、アフリカ、中東に居住する場合は2年間、**(b)** ユーザーがその他の地域に居住する場合は90日にわたり、文書の通り、本ソフトウェアが実質的に機能することを保証します(以下「本

保証期間」といいます)。本ソフトウェアが本保証期間中に前述の保証から逸脱した場合、ワコムは、ユーザーに追加負担を要求することなく、本ソフトウェアの修理または交換をして、そのような逸脱を是正するための商業的に合理的な努力をするものとします。ワコムが本ソフトウェアの修理または交換が実行不可能である、または不釣合である、または合理的な時間内に完了できない、または不合理な不都合を生じさせると判断する場合は、ワコムは、修理または交換するかわりに、ユーザーが支払う料金の適正な割引またはその返金をすることができるものとします。本ソフトウェアは、フォールトトレラントではなく、リスクの高い活動に関連した使用のために設計、許可、意図されていません。ワコムやその代理人、本製品の販売業者または小売り業者が提供する口頭または書面による情報または忠告はいかなる場合も保証とはみなされず、本契約でワコムが明示する保証の範囲を広げることは一切ありません。この条項は、ワコムの全責任と義務、および、本ソフトウェアが上記の保証に準拠しない場合のユーザーの唯一かつ排他的な救済を定めるものです。ワコムは以下を保証しません：(A) 本ソフトウェアがユーザーの要件を満たすこと。(B) 本ソフトウェアが、本ソフトウェアをインストールしたコンピューターまたはデバイスと互換性を持つ、またはそれらの上で動作すること。(C) 本ソフトウェアのあらゆる欠陥が是正されること、または本ソフトウェアが停止することなく動作する、あるいはエラーフリーであること。本契約には、製品のハードウェアコンポーネントに関する保証も含まれません。それらは、ワコムの一般的なハードウェア保証（存在する場合）に準じます。上記の不従順が、本ソフトウェアの不正使用、過剰使用、誤使用、改変、過失、あるいは不慮の損傷、またはワコムが実施したものではない修理や変更に起因する場合は、ワコムは本条項に基づく保証義務を負わないものとします。本ソフトウェアの交換や修理により、保証期間が本来の保証期間より延長されることはありません。

3.2 【免責事項】本契約に明示的に定められる保証を除いて、ワコムはいかなる保証も行わず、本ソフトウェアに関し、いかなる種類の表明および保証も行わず、あらゆる責任を負いません。適用法によって許される最大の範囲で、ワコムは、明示あるいは黙示を問わず、本ソフトウェアや商品適合性、特定の目的に対する適性、満足できる品質、精度、権利、権利の不侵害に関する保証や、本契約の履行過程、取引過程、または商慣習から発生する可能性のある保証の全責任を否定します。もしユーザーが消費者（ビジネスや取引または職業ではなく個人目的のソフトウェアのユーザー）である場合、ユーザーが居住する司法管轄の準拠法に基づいて、前述の制限はユーザーに適用されない場合があります。

4. 【契約の終了】

本契約は契約終了まで有効です。さらに、ユーザーによる本契約の条件に対する違反があった場合は、ワコムから通知や措置を行うことなく、本契約におけるユーザーの権利およびライセンスは自動的に終了し、無効となるものとします。本契約の終了に際し、ユーザーは本ソフトウェアの一切の使用を停止し、本ソフトウェアのすべてのコピー（ユーザーのバックアップコピーおよびすべての文書を含む）をインストールしたユーザーのコンピューターまたは類似のデバイスから恒久的に削除し、回復不能な状態にしていたくものとします。本規約の終了後も、1、2.2、2.5、3.2、4、5 の条項は効力を維持するものとします。

5. 【一般条件】

5.1 【準拠法】本契約および本契約に起因または関連する事柄のすべては、準拠法選択の原則に関わらず、日本の国内法に準拠するものとします。本契約は、国際物品売買契約に関する国際連合条約の適用を受けず、その適用を明示的に除外するものとします。本契約または本ソフトウェアに起因または関連して当事者間に議論、申し立てまたは争議が発生した場合は、それらの議論、申し立てまたは争議は日本にある東京地裁のみに裁かれるものとし、ワコムとユーザーは当該裁判所の管轄権と裁判地について取り消し不能な形で同意するものとします。

5.2 【責任の制限】いずれの当事者も、いかなる場合においても、契約または不法行為に基づくか否かを問わず、また、相手方の当事者に対しそのような損害の可能性が指摘されてきた場合、またはそのような損害が予測可能であった場合であっても、いずれかの当事者または第三者が被った、間接的損害、付随的損害、特別損害、結果的損害、懲罰的損害、または利益、収入、事業、預金、データの損失、

利用の喪失、代替調達品の費用についての責任を負うものではありません。どのような場合においても、ワコムへの損害に対する責任は、ユーザーが製品に支払った額を超過することはありません。両当事者は、本契約の 5.2 および他の条項に定められた責任の制限ならびにリスクの配分が、それをなくしてはワコムが本契約の締結に至らなかったであろう、両当事者間の取引の重要要素であることをここに認識するものとします。製品に関するワコムの価格設定は、ここに示されるリスク配分および責任の制限を反映します。上記の定めにかかわらず、本契約におけるいかなる定めも以下の事項に対するワコムの責任を制限するものではありません。(I) ワコムまたはその従業員、代理人の過失を原因とする死亡または負傷。(II) ワコムまたはその従業員、代理人の直接的な不正行為または不作為。(III) ワコム側の何らかの故意あるいは重大な過失による不正を起因とする範囲。

5.3 【可分性】本契約のいずれかの条項が違法、無効、あるいは執行不可能となった場合、当該条項は可能な範囲内において両当事者の意図に従って執行され、そのような執行が不可能である場合は分離されて本契約から削除されたものとみなし、本契約の残りの部分は引き続き完全な効力を維持するものとします。

5.4 【法の遵守】ユーザーは、ユーザーが居住している、またはユーザーが本ソフトウェアをダウンロードまたは使用する国または地域における適用法および規制を、輸出法や地方法規も含めて、遵守していただくものとします。ユーザーは、上記の定めを全体性を制限することなく、本ソフトウェアまたはその直接の製品を、適用法により規制または禁止されている仕向地、人、法人に輸出、送付、移送してはならず、ユーザーの代理者に対してもこれを行わないように求めるものとします。

5.5 【完全合意、一般】本契約は、当事者間の完全合意を構成するものであり、書面または口頭の如何にかかわらず、本契約の主題に関する、本契約締結以前または同時期の取決めまたは表明事項のすべてに優先されます。これは、ユーザーとワコムとの間に、パートナーシップ、ジョイントベンチャー、労使関係、代理店関係、フランチャイズ関係を構築するものではなく、そのような意味に解釈されないものとします。本書に記載されている表題、キャプション、条項のタイトルは便宜上挿入されているだけであり、条項または条文を説明するものではありません。いずれかの当事者による本契約の不履行または違反に対する権利放棄は書面によってのみ行うことができるものとし、これはその後のその他の不履行または違反に対する権利を放棄するものではありません。

下にある [同意] ボタンをクリックすることで、ユーザーは、(1) 本契約全文を読み、確認したこと、(2) 本契約に従うことに合意すること、(3) [同意] ボタンをクリックする個人は、ユーザーに代わって、本規約を締結する権力、権限、法的権利を持つこと、(4) [同意] ボタンをクリックすることで、本規約によってユーザーに法的拘束力および執行力を有する義務が生じることを認めたものとみなされます。

終了